

保険医療機関における掲示

患者さまへのご案内

保険医療機関における掲示（施設基準等）

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

小児かかりつけ診療料

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さまに、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行っております。

【小児かかりつけ医制度とは】

病気の診療だけでなく発達相談や予防接種・健診などを通して

医療機関が子育てをサポートするために「お子さまもかかりつけ医を持ちましょう」という

6歳未満の乳幼児を対象とした国の制度です。

「かかりつけ医」とは、病気などのとき、はじめに相談する一番身近な医師のことです。

【かかりつけ医として】

1. 風邪や急な体調不良の診療の際、かかりつけ医として診察します。
2. 喘息やアトピー性皮膚炎・花粉症など、慢性疾患の診察と管理指導を行います
3. 健康診断の結果を把握して、発達段階にもとづいた健康相談に応じます
4. 発達段階に応じた指導、栄養相談・育児相談に応じます。
5. 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また有効性・安全性に関する情報提供を行います
6. オンライン資格確認などを活用して受診されている医療機関を把握および連携し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介をいたします

7.「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さまからの電話等による緊急の相談等に対して対応しています

【かかりつけ登録の注意点】

・「小児かかりつけ診療料」の登録ができるのはひとつの医療機関だけです。

登録後、他の医院に変更したい場合はお気軽にお知らせください。

・緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合は、次に当院を受診した際にお知らせください。(他の医療機関で受けた投薬などもお知らせください。)

・健康診断の結果、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。(母子手帳に記載されています。)

・登録していただいたお子さまを、他のお子さまより優先して診療させていただくものではありません。

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

・当院では、後発医薬品のあるお薬については、患者様にご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』(一般的な名称により処方箋を発行)を行う場合があります。

・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたらお気軽にお声がけください。

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

当院は地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療を担う医療機関となります。

- ① 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ② 必要に応じ、専門医や専門医療機関への紹介を行っております。
- ③ 健康診断の結果等の健康管理に関する相談に応じております。
- ④ 保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じております。
- ⑤ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に関する情報提供を行っております。
- ⑥ かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、各都道府県のホームページに記載されている医療機能情報提供制度(医療情報ネット)より検索可能です。

「医療情報ネット(ナビイ)」

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=28>

電話案内サービス:0570-000-692

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報等十分な情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

生活習慣病管理料(Ⅱ)

年々増加する生活習慣病の対策の一環として、厚生労働省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定していた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。本改訂に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指示通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動、喫煙、飲酒および服薬などの生活習慣に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名(サイン)をいただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

夜間早朝等加算

当院は、月・火・金曜日 9:00~12:00/16:30~19:00、

水曜日 9:00~11:45/16:30~19:00、木・土曜日 9:00~12:00 を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降は「夜間早朝等加算」50 点が適用されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、「時間外等加算」が適用されます。

時間外等加算(時間外・休日・深夜)

当院では、通院中の患者様が診療時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。

時間外：当院の診療時間外の時間

休日：日曜日および国民の祝日(12/29～1/3)

深夜：22時～翌朝6時

時間外対応加算 3

当院では、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算3」(患者様1名につき1回3点)を算定させていただいております。

通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外に対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。